

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年10月11日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 由 喜 門 尊 藤 原 由 果
木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利 久 山 英 之
藤 澤 美 芳

欠席委員
野 田 稔
4. 農地利用最適化推進委員
山 本 満 政 松 本 英 樹 山 本 和 博 松 尾 頼 男
山 崎 徹 立 岡 元 大 森 一 廣 岡 崎 浩
梶 原 太 郎 原 田 敏 一 三 浦 義 弘 鷹 取 美 春
大 森 幹 男 福 池 正 美 射 越 誠 一 山 本 祐 章
茂 成 和 延

欠席委員
服 部 千 敏 田 中 伸 五 藤 原 和 正
5. 議事に参与した者
事務局 蒲 直之
事務局 久山 貴史
6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。お足元の悪い中、また、それぞれ農作業のお忙しい中のご出席ありがとうございます。農業委員会が新体制となって1年が経とうとしていますが、皆さまのおかげをもちまして滞りなく運営できておりますことをこの場を借りてお礼申し上げます。本日は案件が非常に多いようすがご審議のほどよろしくお願いたします。
- 事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願いたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、久山委員、よろしくお願いたします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請についてでございます。
- 【1番案件】**
- 譲受人「牛窓町長浜■■■■■ ■ ■」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「牛窓町長浜6890-71」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は739㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は24,664㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。
- 第2項第1号について、譲受人の「■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
- 第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
- 第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。
- 第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「岡山市南区築港緑町■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市中区小橋町■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町尾張238」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は315㎡。「邑久町尾張242」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は567㎡。譲受人の農地までの距離は20km。耕作面積は6,233㎡です。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理を行っており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

いものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「長船町土師■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「倉敷市水島東常磐町■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町宗三1-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,210㎡。譲受人の農地までの距離は5,000m。耕作面積は6,066㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが、譲渡人の「■■■■」さんから借り受けて「田」として耕作を行っていたことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町福中■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町福中1049-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は272㎡。

「邑久町福中1050-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。

面積は122㎡。「邑久町福中1050-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は244㎡。「邑久町福中1078-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は138㎡。「邑久町福中1079-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は84㎡。譲渡人「邑久町福中■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町福中1085-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は27㎡。「邑久町福中1086-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は635㎡。譲渡人「邑久町福中■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町福中1086-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は116㎡。「邑久町福中1088-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は269㎡。譲受人の農地までの距離は2,150m。耕作面積は8,777㎡です。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■■■■■■」さん外2名が「畑」として耕作を行っており、譲受人の「■■■■■■■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町豊原■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町豊原■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町豊原414」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は169㎡。譲受人の農地までの距離は150m。耕作面積は6,691㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが、譲渡人の「■■■■」さんから借り受けて「畑」として耕作を行っていたことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の田中委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市北区西崎■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町本庄5055」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は7,569㎡。譲受人の農地までの距離は8,000m。耕作面積は61,492㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「邑久町上笠加■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町下笠加■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町下笠加903」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は236㎡。譲受人の農地までの距離は5m。耕作面積は5,090㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「長船町土師■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町下笠加■■ ■■■■」。農地の所在地は「邑久町箕輪670」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は4,349㎡。「邑久町箕輪691-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,751㎡。譲受人の農地までの距離は3,000m。耕作面積は6,066㎡です。家族数は4名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理を行っており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

いものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【9番案件】

譲受人「邑久町尻海■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「福井県越前市本保町■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町尻海992」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は210㎡。

「邑久町尻海993」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は202㎡。「邑久町尻海997-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は167㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は4,655㎡となっております。家族数は6名、耕作者数は3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の三浦委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【10番案件】

譲受人「邑久町虫明■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町虫明■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町福谷3216-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は379㎡。「邑久町福谷3216-2」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は373㎡。「邑久町福谷3216-3」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は204㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は16,978㎡です。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作を行っており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の鷹取委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【11番案件】

譲受人「長船町磯上■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「長船町磯上■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町磯上944」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は848㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は12,764㎡です。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡

理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作を行っており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員、お願いします。

松尾委員 こちらの案件は、譲渡人の■■■さんは譲受人とは別の方に耕作をお願いしていましたが、高齢となり、農地を手放したいという思いもあり今回譲受人の■■■さんが譲り受けることになったものです。特に問題はありません。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、山崎委員、お願いします。

立岡委員 こちらの案件については、農地の所在が尾張で担当委員は山崎委員なのですが、山田庄との字界付近で山田庄地区が管理している場所となっておりますので私から説明させていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 そういふことでしたら立岡委員から説明をお願いします。

立岡委員 それでは2番案件についてご説明いたします。申請地は譲渡人の■■■さんが昨年相続で取得した農地ですが、お勤めもあり管理ができないとのことで叔父である譲受人の■■■さんに譲渡するものです。■■■さんは遠方にお住まいですが、申請地の隣接農地も所有されており、毎日のように農作業に通われているような方でしっかり耕作をされています。特に問題はないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番、4番案件について、大森委員、お願いします。

大森委員 3番案件については、譲受人の■■■さんが借入地の取得をされるものでして、■■■さんは家族も大規模に農業されていますので特に問題はないと思います。4番案件については、譲受人の■■■さんが農地の管理が難しくなってきた3名の譲渡人から農地を買い受けるものです。こちらも問題ないと思われますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について、田中委員が欠席ということで事務局から説明をお願いします。

事務局 5番案件について、欠席の田中委員に代わり事務局からご説明いたします。譲受人の■■■さんは、兼業ですが家族で農業をされており、申請地は■■■さんの自宅から近く、現在も■■■さんが耕作しています。この度■■■さんの要望により譲渡人の■■■と譲渡の話がまとまったものです。担当の田中委員からも■■■さんの営農状況から特に問題ないと聞いております。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について、梶原委員、お願いします。

梶原委員 こちらの案件は、譲渡人の■■■さんは農業をされていない方で現在は譲受人とは別の方に耕作を依頼しています。この度買い手が見つかり譲受人の■■■さんに譲渡することとなりました。■■■さんは兼業ですが親子で農業をされており営農状況から特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番、8番案件について、原田委員、お願いします。

原田委員 7番案件については、譲渡人の■■■さんは農業をされておらず近所にお住まいの譲受人の■■■さんが譲り受けることとなったものです。8番案件については、所有者の■■■さんが亡くなって相続人がいないということで財産管理人がおられますが、この度譲受人の■■■さんが買いたいということで話がまとまったものです。どちらも特に問題ありません。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、9番案件について、三浦委員、お願いします。
- 三 浦 委 員 こちらの案件は、譲渡人の■■■さんが数年前相続で取得した農地ですが、県外にお住まいで管理が難しいということで、申請地の隣に住んでいる■■■さんが買いたいということで話がまとまりました。特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、10番案件について鷹取委員、お願いします。
- 鷹 取 委 員 こちらの案件は、申請人は親戚関係にあり、譲渡人の■■■さんは申請地の耕作を譲受人の■■■さんに長年依頼していたようです。この度無償で譲渡するというので申請が出ております。特に問題ありませんのでご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、11番案件について藤原委員が欠席ということで事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 11番案件について、欠席の藤原委員に代わり事務局からご説明いたします。譲渡人の■■■さんは近年体調を崩されており、管理が難しくなっているようです。そこで隣接地を所有・耕作している■■■さんが買い受けることで話がまとまったようです。担当の藤原委員からも■■■さんの営農状況から特に問題ないと聞いております。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「神奈川県横浜市青葉区藤が丘■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町大富18-3」。地目は「田」。面積は11㎡。「邑久町大富18-4」。地目は「田」。面積は0.06㎡。転用目的は「宅地拡張」。施設の概要は「擁壁11㎡」、「水路0.06㎡」。農地区分は第3種農地となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。

こちらの案件は、譲渡人が宅地で増築をした際、敷地の一部が境界を越えていたもので、この度隣地で開発行為が行われることとなり測量により判明したものです。長年住宅用地として使用されており、今後も継続して使用していくものであることから、追認的な許可申請として提出されております。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。今城小学校のすぐ北側に位置しております。

【2番案件】

申請人「邑久町箕輪■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町箕輪135-3」。地目は「田」。面積は363㎡。転用目的は「農家住宅」。施設の概要は「木造平屋建て1棟103.01㎡」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米400kgとなっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。邑久ナーシングホームから北東へ約700mのところに位置しております。

【3番案件】

申請人「長船町服部■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町服部524-2」。地目は「田」。面積は383㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造2階建て1棟190.46㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。JR長船駅から北東へ約700mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡崎委員 こちらの案件は、後ほどの5条申請にも関係しているのですが、隣で建売分譲住宅の計画がありまして、その測量の際に宅地部分が農地側にはみ出していることが判明したものです。これは宅地部分を数十年前に増築したときに生じたものと思われます。宅地も農地も所有者は同じで問題が起きなかったわけですが、今回建売住宅の計画があるので、整理しておきたいということで追認申請が出ております。農地に戻しても仕方がないですし、現在に至るまで支障なかったわけですから特に問題ないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、原田委員、お願いします。

ください。パルグリーンゴルフクラブの西側に隣接したところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町尾張288番地2 不動産業 エステートプランニング株式会社 代表取締役 永山 弘之」。譲渡人「神奈川県横浜市青葉区藤が丘■■ ■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町大富18-1」。地目は「田」。面積は1,950㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅6棟328.72㎡」、「道路566.82㎡」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米400kgとなっております。資金は自己資金が■万円、借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。今城小学校のすぐ北側に位置しております。

【3番案件】

譲受人「長船町福岡■■ ■ ■■■■（持分5分の3）、■■ ■■■■（持分5分の2）」。譲渡人「邑久町箕輪■■ ■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町上笠加212-1」。地目は「畑」。面積は1,320㎡。「邑久町上笠加212-7」。地目は「畑」。面積は8.96㎡。「邑久町上笠加212-8」。地目は「畑」。面積は14㎡。転用目的は「石材作業場」。施設の概要は「作業場198㎡」、「露天資材置場399.14㎡」、「露天駐車場35㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■万円、借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。笠加簡易郵便局から南へ約10mのところ position しております。

【4番案件】

借人「岡山市中区穨東町■■ ■ ■■■■、■■ ■■■■」。貸人「長船町福岡■■ ■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町福岡897-1」。地目は「田」。面積は496㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造平屋建て1棟119㎡」、「車庫34.5㎡」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり無償とな

っております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料12ページをご覧ください。オハヨー乳業長船工場のすぐ東側に位置しております。

【5番案件】

譲受人「邑久町豊原117番地の1 不動産業 株式会社丸通地建代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「長船町福岡■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町福岡1099-3」。地目は「田」。面積は1,830㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅8棟434㎡」、「道路296.08㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■万円、借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料13ページをご覧ください。JR長船駅から南西へ約400mのところに位置しております。

【6番案件】

譲受人「岡山市北区富田町一丁目1番10号 不動産業 菱善地所有株式会社 代表取締役 宮井 宏」。譲渡人「長船町福岡■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町福岡1099-4」。地目は「田」。面積は1,059㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅3棟247.38㎡」、「道路273.22㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料13ページをご覧ください。JR長船駅から南西へ約400mのところに位置しております。

【7番案件】

借人「広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 販売業 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行」。貸人「長船町服部■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町服部543-1」。地目は「田」。面積は543㎡。「長船町服部544-1」。地目は「田」。面積は341㎡。「長船町服部545-1」。地目は「田」。面積は519㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場1,403㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■万

円。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定によるもので10aあたり年間■万円となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料14ページをご覧ください。ゆめトピア長船から北へ約400mのところに位置しております。

【8番案件】

譲受人「長船町服部532番地6 不動産業 有限会社瀬戸内不動産 代表取締役 松本 泰治」。譲渡人「長船町服部■■ ■ ■ ■■■ (持分3分の1)」、譲渡人「長船町服部■■ ■ ■■■■ ■ (持分3分の1)」、譲渡人「長船町服部■■ ■ ■■■■ (持分3分の1)」。土地の所在地は「長船町服部631-1」。地目は「畑」。面積は512㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅2棟117.87㎡」、「道路91.84㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料15ページをご覧ください。ゆめトピア長船から北東へ約600mのところに位置しております。以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、大森委員、お願いします。

大 森 委 員 こちらの案件は、譲受人が経営するパルグリーンゴルフクラブの駐車場用地として既存駐車場の隣地へ新たに設置するものです。周辺農地は集団性も小さく、露天駐車場で建物もなく転用による営農への支障はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡 崎 委 員 こちらの案件は、先ほどの4条追認申請と関係している案件です。申請地周辺は宅地化が進み、JR大富駅や小学校のすぐ近くに位置していることから建売住宅地として適地であると言えます。周辺に農地が少し残されていますが、集団性は小さく、また、排水・造成計画等確認しましたが同意も取れており、転用による周辺の営農への支障は生じないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件について、原田委員、お願いします。

原 田 委 員 申請人の■さんは夫婦で優一石材店を営んでいます。現在は和気町に作業場がありますが事情により移転することとなり、移転先を

探していました。業務上資材の運搬や搬入出が必要なため、県道に面し交通アクセスに優れた申請地は適地です。開発申請をされていて地元同意や排水先等も十分に協議されていますから特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして4番から6番案件について、山本委員、お願いします。

山本委員 4番案件について、譲渡人の住居の隣に息子夫婦が使用貸借権を設定し家を建てる計画です。将来的に農業を継いでいくことから分家住宅として、農振除外を済ませているようです。譲渡人所有の隣接農地への進入路も確保され営農に支障は生じません。特に問題ないと思われます。

5番、6番案件は事業者が別ですが一体的な開発となっています。申請地は福岡団地の南側にあり周辺は宅地化が進んでいます。JR長船駅や幹線道路にも近く建売住宅地としては適地であると言えます。開発案件で排水先の協議や隣地同意も取れていますので特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして7番、8番案件について、茂成委員、お願いします。

茂成委員 7番案件について、先日許可となった長船町服部のハローズ出店との関連ですが、職員用駐車場の整備を計画しているものです。事業計画、規模など確認しましたが特に問題はありません。開発協議中とのこと。8番案件については、申請地は3人の共有名義ですが、高齢となり管理も難しくなっている状況です。今回瀬戸内不動産が2件の建売住宅を計画しており売買の話がまとまりました。事業計画等確認し現地で排水先も確認しましたが特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- 事務局 それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事務局 今後の予定でございますが、11月総会は、11月13日火曜日に予定しております。12月総会は、12月13日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長 また、追加資料として、10月26日金曜日に吉備中央町で開催される市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催要領を配布しておりますので、ご確認ください。
- 議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- 事務局 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30年度10月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年10月11日

議長

署名委員

署名委員